

国内クレジット認証委員会御中

審査結果概要書

平成 25 年 2 月 22 日

審査機関名 株式会社日本スマートエナジー

1. 排出削減事業の概要

排出削減事業名	市有施設におけるボイラーの更新、太陽光発電の導入、照明の更新による CO2 排出削減事業
排出削減事業者名	旭川市
排出削減共同実施事業者名	公益財団法人北海道環境財団
事業実施場所	①旭川市役所（総合庁舎、北海道旭川市 6 条通 9 丁目） ②大有小学校（旭川市旭町 1 条 6 丁目） ③西神楽小学校（旭川市西神楽北 2 条 3 丁目） ④光陽中学校（旭川市豊岡 3 条 1 丁目） ⑤永山中学校（旭川市永山 7 条 1 9 丁目） ⑥忠和中学校（旭川市忠和 1 条 4 丁目） ⑦市民文化会館（旭川市 7 条通 9 丁目 5 0） ⑧忠和小学校（旭川市忠和 4 条 4 丁目） ⑨末広北小学校（旭川市末広 5 条 1 1 丁目） ⑩西御料地小学校（旭川市西御料 1 条 2 丁目） ⑪永山南小学校（旭川市永山 9 条 6 丁目） ⑫東陽中学校（旭川市豊岡 2 条 7 丁目）
事業の概要	複数の市有施設において天然ガスの高効率な温風機への更新、太陽光発電の導入、高効率照明への更新によってそれぞれで使用していたエネルギーを削減し、CO2 削減を削減する。
排出削減量の計画	<方法論 004> ⑧忠和小学校 2011 年度: 1 tCO2/年 2012 年度: 7 tCO2/年

	<p>(事業実施期間合計 8 tCO2)</p> <p>⑪永山南小学校</p> <p>2011 年度: 1 tCO2/年</p> <p>2012 年度 : 8 tCO2/年</p> <p>(事業実施期間合計 9 tCO2)</p> <p>⑨末広北小学校</p> <p>2011 年度: 1 tCO2/年</p> <p>2012 年度 : 5 tCO2/年</p> <p>(事業実施期間合計 6 tCO2)</p> <p>⑫東陽中学校</p> <p>2011 年度: 0 tCO2/年</p> <p>2012 年度 : 5 tCO2/年</p> <p>(事業実施期間合計 5 tCO2)</p> <p>⑩西御料地小学校</p> <p>2011 年度: 0 tCO2/年</p> <p>2012 年度 : 3 tCO2/年</p> <p>(事業実施期間合計 3 tCO2)</p> <p>(全体)</p> <p>2011 年度: 3 tCO2/年</p> <p>2012 年度 : 28 tCO2/年</p> <p>(事業実施期間合計 31 tCO2)</p> <p><方法論 006></p> <p>【限界電源炭素排出係数の場合】</p> <p>2012 年度: 18 tCO2/年</p> <p>(事業実施期間合計 18 tCO2)</p> <p>【全電源炭素排出係数の場合 (参考値)】</p> <p>2012 年度 : 14 tCO2/年</p> <p>(事業実施期間合計 14 tCO2)</p> <p><方法論 008></p> <p>②大有小学校</p> <p>【限界電源炭素排出係数の場合】</p> <p>2010 年度: 0 tCO2/年</p> <p>2011 年度: 1 tCO2/年</p> <p>2012 年度: 1 tCO2/年</p>
--	---

(事業実施期間合計 2 tCO₂)

【全電源炭素排出係数の場合 (参考値)】

2010 年度: 0 tCO₂/年

2011 年度: 1 tCO₂/年

2012 年度: 1 tCO₂/年

(事業実施期間合計 2 tCO₂)

③西神楽小学校

【限界電源炭素排出係数の場合】

2010 年度: 0 tCO₂/年

2011 年度: 1 tCO₂/年

2012 年度: 1 tCO₂/年

(事業実施期間合計 2 tCO₂)

【全電源炭素排出係数の場合 (参考値)】

2010 年度: 0 tCO₂/年

2011 年度: 1 tCO₂/年

2012 年度: 1 tCO₂/年

(事業実施期間合計 2 tCO₂)

④光陽中学校

【限界電源炭素排出係数の場合】

2010 年度: 1 tCO₂/年

2011 年度: 2 tCO₂/年

2012 年度: 2 tCO₂/年

(事業実施期間合計 5 tCO₂)

【全電源炭素排出係数の場合 (参考値)】

2010 年度: 0 tCO₂/年

2011 年度: 2 tCO₂/年

2012 年度: 2 tCO₂/年

(事業実施期間合計 4 tCO₂)

⑤永山中学校

【限界電源炭素排出係数の場合】

2010 年度: 0 tCO₂/年

2011 年度: 1 tCO₂/年

2012 年度: 1 tCO₂/年

(事業実施期間合計 2 tCO₂)

【全電源炭素排出係数の場合 (参考値)】

2010 年度: 0 tCO₂/年

2011 年度: 1 tCO₂/年

2012 年度: 1 tCO₂/年

(事業実施期間合計 2 tCO₂)

⑥忠和中学校

【限界電源炭素排出係数の場合】

2010 年度: 1 tCO₂/年

2011 年度: 4 tCO₂/年

2012 年度: 4 tCO₂/年

(事業実施期間合計 9 tCO₂)

【全電源炭素排出係数の場合 (参考値)】

2010 年度: 0 tCO₂/年

2011 年度: 4 tCO₂/年

2012 年度: 4 tCO₂/年

(事業実施期間合計 8 tCO₂)

⑦市民文化会館

【限界電源炭素排出係数の場合】

2010 年度: 0 tCO₂/年

2011 年度: 0 tCO₂/年

2012 年度: 4 tCO₂/年

(事業実施期間合計 4 tCO₂)

【全電源炭素排出係数の場合 (参考値)】

2010 年度: 0 tCO₂/年

2011 年度: 0 tCO₂/年

2012 年度: 4 tCO₂/年

(事業実施期間合計 4 tCO₂)

(合計)

【限界電源炭素排出係数の場合】

2010 年度: 2 tCO₂/年

2011 年度: 9 tCO₂/年

2012 年度: 13 tCO₂/年

	(事業実施期間合計 24 tCO ₂) 【全電源炭素排出係数の場合 (参考値)】 2010 年度: 0 tCO ₂ /年 2011 年度: 9 tCO ₂ /年 2012 年度: 13 tCO ₂ /年 (事業実施期間合計 22 tCO ₂)
国内クレジット 認証期間	事業開始日 2010 年 9 月 28 日 終了予定日 2013 年 3 月 31 日
排出削減方法論	方法論番号 004 空調設備の更新 方法論番号 006 照明設備の更新 方法論番号 008 太陽光発電設備の導入

2. 審査結果

本事業は、排出削減事業の要件に適合している。

3. 実施した審査手続きの概要

審査手続きにより、以下の排出削減事業の認証の要件の妥当性を確認している。

要件	審査手続き
日本国内で実施されること	本排出削減事業が日本国内で実施されていることを、事業実施サイトを訪問して確認した。 排出削減事業実施場所：旭川市役所（北海道旭川市 6 条通 9 丁目）、忠和小学校（旭川市忠和 4 条 4 丁目）、忠和中学校（旭川市忠和 1 条 4 丁目） 事業実施サイトの視察日付：2013 年 1 月 11 日
追加性を有すること	1) 法的義務がないこと 本排出削減事業は、法的義務等の遵守のために計画されたものではなく、CO ₂ 排出量の削減を目的として実施されたことを本排出削減事業者への質問等により確認している。 2) 設備が継続利用可能であること 事業実施前の設備が継続使用可能であったことを、設備利用年数に係る関連資料の閲覧及び事業者への質問等により確認した。 3) 投資回収年数 本事業の投資回収年数については、入手した根拠資料、質

要件	審査手続き
	<p>問および検算により 167.5 年であることを確認した。投資回収年数計算の根拠データにつき、関連証憑と突合することにより正確性を確認した。</p> <p>4) 追加性判断における定性要因</p> <p>本事業者は、省エネの推進およびメンテナンスコストの削減といった経費削減のために空調及び照明設備の更新を検討していた。国内クレジットの申請、ひいては認証取得によって得られるクレジット売却益によってコストが削減できるだけでなく、太陽光発電の導入による環境教育や環境PRなどが見込めることから本事業への投資を行ったことを確認した。</p>
自主行動計画に参加していない者により行われること	自主行動計画に参加していないことについては、排出削減事業者及びその他関係者への質問により、自主行動計画に参加していない事業者であることを確認している。
排出削減方法論に基づいて実施されること	<p>1) 本排出削減事業は、承認排出削減方法論 004、006、008 に基づき排出削減量を計算しており、また、其々の方法論の適用条件を満たしていることを個別に確認している。</p> <p>【方法論番号 004：空調設備の更新】</p> <p>適用条件 1 については、既存空調設備よりも高効率の空調設備への更新であることを現地視察および設備仕様書の閲覧等により確認している。</p> <p>適用条件 2 については、空調設備の更新を行わなかった場合、既存の空調設備を継続的に利用することができることを事業者への質問により確認している。</p> <p>適用条件 3 については、排出削減事業実施後の空調設備のエネルギー使用量に最も影響を与える活動量が、購買伝票によって把握できることを確認している。</p> <p>【方法論番号 006 照明設備の更新】</p> <p>適用条件 1 については、既存の照明から高効率照明への更新が行われたことを各種仕様書と現地視察により確認した。</p> <p>適用条件 2 については、既存設備を継続して利用可能であったことを、事業者等への質問により確認した。</p>

要件	審査手続き
	<p>適用条件 3 については、事業実施後の電力使用量に最も影響を与える活動量を把握できることを確認した。</p> <p>【方法論番号 008 太陽光発電設備の導入】</p> <p>適用条件 1 については、太陽光発電システムを設置していることを、現地での目視により確認した。</p> <p>適用条件 2 については、太陽光発電システムにより発電した電力が、電力系統からの購入電力を代替するものであることを確認した。</p> <p>適用条件 3 については、太陽光発電機を導入した事業者が、太陽光発電機からの電力を自家消費することを関係者への質問により確認した。</p> <p>2) その他、バウンダリーの設定、ベースラインの設定、リーケージの特定、排出削減量、モニタリングの方法が適切であることについて、それぞれ質問と関連証憑により確認している。</p> <p>3) ベースライン排出量の算定に係る既存設備の最大利用期間について、法定耐用年数の 2 倍を超える設備があるものの、継続して利用可能であったことを関連資料の閲覧により確認した。</p>

上記の詳細については、別紙「排出削減事業の要件についての確認事項一覧」を参照すること。

4. 特記事項

特になし。

以上